令和９・１０年度白石市競争入札参加資格審査申請要領（建設工事）※紙申請

白石市建設工事執行規則第５条の規定に基づき、令和９・１０年度に係る白石市の一般競争入札及び指名競争入札の資格審査申請について次のように定めます。

１．受付期間　　令和８年１２月１４日から令和９年１月１４日まで

２．有効期間　　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）

３．申請方法　　別紙「提出書類」を番号順にフラットファイル（Ａ４判・色指定なし）に綴り、背表紙に商号又は名称を明記したものを１部作成してください。
郵送、宅配便等で提出してください。（上記受付期間中に必着としてください。）
封筒等の表に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。

４．提出書類
１）提出書類は、登録者カード、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の写し及び返信用封筒を除き、順番に綴ってください。
２）各証明書については、写し（申請日の３ヶ月以内に発行されたもの）でも差し支えありません。
３）委任状を提出する場合は、委任される営業所等の所在地都道府県及び市町村で発行する未納（滞納）のない証明書を添付してください。
４）建設工事の参加を申し込まれる方で測量設計等、物品・役務等の申込みを同時にされる方は、共通添付書類は省略できます。
５）提出書類欄に※の印が付いているものは白石市のホームページからダウンロードできます。

５．その他
１）申請に関する質問は電話でのみ受付しております。下記へお問い合わせください。
なお、メールによる質問は受け付けておりませんので、ご注意ください。
２）共同企業体での受付は行っておりません。
３）書類に不備がある場合、承認できません。**市から、書類内容に関する確認をさせていただく場合の連絡先（担当者氏名・電話番号等）を忘れずに記入してください。**
４）申請受付書を送付しますので、封筒を１通提出してください。また、電子申請の導入に伴い、審査結果についてはメールで通知いたします。申請内容に問題がなければ、申請を承認したメール(※)が届きますので、ご確認をお願いします。※前回までの「承認通知書」に代わるものです。

６．申請書類提出及び問い合わせ先
白石市総務部財政課契約係
〒９８９－０２９２
住所　宮城県白石市大手町１－１
電話　０２２４－２２－１３３２
※電話によるお問い合わせは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く午前９時３０分から午後４時３０分までにお願いいたします。

７．社会保険等の加入について
社会保険等（雇用保険、健康保険など）に加入義務のある建設業者は必ず社会保険等に加入してください。（未加入の場合、承認できません）

提出書類等について（建設工事）※紙申請

番号		提出書類	備考
ファイルに綴らずクリップ等で留めて提出してください。		登録者カード （建設工事用）※	○白石市独自様式 **契約行為等を本社以外の支店・営業所等に委任して申請する場合は、委任先の支店・営業所等の内容を記載してください。**
		経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書（経審）の写し **（注）**	総合評定値（Ｐ値）が記載されているものを提出してください。また、**社会保険等（雇用保険、健康保険など）に加入義務のある建設業者は必ず社会保険等に加入してください。（未加入の場合、承認できません。）**
		返信用封筒（長形３号）１通	**宛先を明記し、１１０円切手を貼って提出してください。** 確認票の郵送に使用します。 ※返信用封筒が長形３号以外の場合、大きさに適合した送料分の切手を貼ってください。
番号順にファイルに綴って提出してください。（インデックス、仕切紙等は不要です）	1	入札参加資格審査申請書※	○統一様式又は白石市独自様式 **申請書は、支店・営業所等に委任する場合でも、必ず本店・本社の内容を記載してください。**
	2	工事経歴書※	○統一様式又は白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。 内容は、白石市の発注した工事だけではなく、国・他の自治体・民間でも構いませんので、主なものを記載してください。
	3	営業所一覧※	○統一様式又は白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。本社・本店のみの場合でも作成してください。 市内に営業所を設ける事業者は、営業所の所在図（Ａ４判）・外観と事務室内の写真を添付してください。
	4	全部事項証明書又はこれの写し （個人の場合：身分証明書）	法人の場合は法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、個人の場合は各市町村発行の身分証明書
	5	未納（滞納）がない証明書 又はこれの写し**（注）** ①国税 ②都道府県税 ③市町村税 ※右記の未納（滞納）がない証明書以外の場合には、直近２年度分の課税されている全ての税目が記載された納税証明書	法人 ①については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる税務署長の証明書（様式その３の３） ②については、都道府県税の未納がないことを確認できる都道府県税事務所長の証明書 ③については、所在する市町村税の未納がないことを確認できる市町村長の証明書 **（契約行為等を本社以外の支店・営業所等に委任して申請する場合は、委任先の都道府県税及び市町村税の証明書を提出すること。）** 個人 ①については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる税務署長の証明書（様式その３の２） ②については、都道府県税の未納がないことを確認できる都道府県税事務所長の証明書 ③については、所在する市町村税の未納がないことを確認できる市町村長の証明書
	6	建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書の写し （有効期間内のもの）	**本社以外の営業所に委任する場合は、建設業許可申請書中の別紙二も添付して下さい。**（契約行為等を本社以外の支店・営業所等に委任して申請する場合は、委任先が建設業許可を受けている必要があるので注意してください。）
	7	印鑑証明書又はこれの写し	法人の場合は法務局発行、個人の場合は各市町村発行の印鑑証明書
	8	委任状※	○任意の様式 委任状は、本社・本店の代表者が支店・営業所等に権限を委任する場合必要となります。委任しない場合は、必要ありません。
	9	使用印鑑届※	○任意の様式 入札・契約などに使うものが印鑑登録しているものと違う場合や支店・営業所等に委任している場合は、使用印鑑届を作成し、添付してください。印鑑登録しているものを使用する場合は、必要ありません。
	10	誓約書※	○白石市独自様式 記名・押印の上、提出してください。
	11	技術職員名簿※ **（市内登録事業者のみ提出）**	○白石市独自様式 貴社と直接的かつ継続的な雇用関係にある技術職員について記入してください。経営事項審査申請に使用したものの写しでも可です。
	12	理由書	経審において、「建設業退職金共済制度加入の有無」及び「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」がいずれも「無」の場合は、その理由を記載した書面を作成してください（様式は任意）。いずれも「有」又はどちらかが「有」の場合は、必要ありません。